

令和元年度 第2回 松戸市地域自立支援協議会 議事録

日時：令和2年2月5日（水）

午後2時～4時

会場：松戸市役所7階大会議室

1. 開会

事務局より委員欠席状況報告（欠席：なし）

2. 福祉長寿部長挨拶

3. 資料確認・議事進行確認

事務局より、会議と議事録の公開について、当会議は、松戸市情報公開条例第32条に基づき、公開を原則としていること、今年度より個人情報等に十分留意した上で原則として松戸市ホームページでも閲覧できるようすることを報告。また、半数を超える委員が出席しており、条例第7条第2項により正式に成立していることを報告。

会の公開について、5名の傍聴の申出について報告。議長より入場許可。

4. 前協議会での保留事項（資料なし）

議長：平成30年度第2回地域自立支援協議会において、荻野委員から卒業後の日中活動の場について意見をいただいた。主旨は、「今後の特別支援学校の卒業生の人数を考えると、生活介護の事業所が不足しているのではないか。ただ、生活介護の事業所は人員配置や報酬面でハードルが高く、増やすのが難しい。そこで、松戸市独自で行える日中一時支援に重心、または医療的ケア児者の加算を作り、生活介護に代わる居場所の確保を行えないか」というもの。このことについて、幹事会で議長、副議長、各部長、事務局含め検討を続けてきた。事務局から報告をお願いしたい。

事務局：前回の協議会において、特別支援学校の卒業生の人数や進路、事業所の受け入れ状況の現状を報告した。また、市内の生活介護事業所にヒアリングした結果、事業所が重症心身障害のある人や医療的ケアが必要な人を受け入れるにあたり、障壁となる要因は①看護師の person 費、②看護師の人材不足、③現時点で受け入れている利用者との兼ね合い、の3点が大きな課題であることがわかった。松戸市では医療的ケアに従事する看護師の person 費の補助や、研修費用の助成、医師の巡回指導、スキルアップ研修などにより人材育成を図っているところだが、社会資源の充足には一定の時間を要すると考えている。また、事業所が受け入れるにあたっては、スペースの確保などのハード面や、安全面をクリアする必要がある、ニーズはある一方、事業決定に慎重にならざるを得ない実情もある。これらの状況から、社会資源の充足は一朝一夕にはいかないが、今ある資源を上手に使っていただき、家族だけがフォローしな

いですむように、孤立しないようにしていくことが重要となる。今回は日中の居場所という視点で意見をいただいたが、生活全体をどう支えていくかという視点をもって、今後も継続して検討していくことが必要だと考える。現在、医療的ケア児が心身の状況に応じた適切な支援を受けられることを目的に、「医療的ケア児の支援のための連携推進会議」が開催されており、今後はそちらの会議において、事業所や当事者のニーズを把握しながら体制整備の検討を継続していきたいと考える。

議長：今後も検討の継続をお願いしたい。

5. 各専門部会より活動報告・次年度予定について（資料①）

相談支援部会について

千葉委員：活動目的は資料のとおり。

【令和元年度の目標】

①相談支援事業所間のネットワーク強化により情報交換・課題共有を進め、相談支援のスキルの底上げ・平準化とモチベーション維持に繋げる②障害以外の幅広い分野との間で顔の見える関係を構築することで、地域包括ケアの基盤を整え、「横の繋がり」を目指すこと。また、個別の相談支援の現場で直面した課題・不足感等を集約し、地域に共通する課題として整理した上で、自立支援協議会へ提案・問題提起していく流れを形づくる「縦の繋がり」を目標とした。

【具体的取り組み】

①相談支援において特に問題意識の高い事柄である「高齢者分野との連携、65歳問題、多問題世帯」、「虐待、権利擁護、後見」、「生活困窮、経済支援」、「発達障害支援」の4つをテーマに定めて、年間スケジュールを構成。テーマごとに事例検討・意見交換中心の連絡会と、講義中心のスキルアップ研修とをセットにして開催した。②「サポサポ」において、障害以外の他分野とも情報交換・顔の見える関係づくりが図れるよう、地域包括支援センターをはじめとして、各開催回のテーマに関係する様々な支援機関へ参加を呼び掛けた。また開催回ごとに実施報告をまとめて、市内相談支援事業所への配信と松戸市公式ホームページ上での掲載を行い、ホームページへ掲載する際は、様子が伝わるよう文章だけでなく写真も入れ、幅広く関心を持ってもらえるよう周知広報に努めた。③相談支援事業所や、その他の支援機関が個別支援の現場で直面したニーズ・課題を集約して、地域全体に共通する課題を抽出するため、相談支援部会の中で「サポサポ」の開催テーマごとに内容の振り返りと課題整理の作業を行った。年間の各開催回における参加状況とテーマごとの地域課題整理は、4ページ「相談支援事業所連絡会『サポサポ』開催結果まとめ」を参照。時間の関係上報告を省略するが、後ほど目を通していただきたい。

【令和元年度の目標の達成度、次年度への課題】

①今年度の大きな目標である支援者間の横の繋がり構築のうち、相談支援事業所間のネットワーク強化という観点では、一定数の相談支援専門員が「サポサポ」へ継続的に参加しているものの、参加事業所がある程度固定してしまっている状況が確認できた。事業所単位での参加率は概ね半分程度。「相談支援事業所ごとの知識・技術や問題意識等に関きがある」、「支援上の課題・困りごとを相談員個人で抱え込みやすい」といった点を解消するには、市

内相談支援事業所全体をネットワーク化することが必要であるため、相談支援事業所の「サポサポ」参加率をどのように高めるのかが課題となる。

参加者からは「相談支援に特化してアセスメントやプラン作成の実践的内容を扱う会」を希望する回答も一定数あるため、障害の相談支援に的を絞ったコアな会を組み込むなど、相談支援事業所の参加意欲を喚起するような企画・運営が必要とされる。②横の繋がり構築のうち、とりわけ障害という枠を超えた幅広い分野・関係者とのネットワーク形成については、十分な達成が見られたと思われる。地域包括支援センターをはじめとして、年間通して他分野からの積極的な参加が継続しており、地域で共に支援を行う様々な分野の当事者同士が関係構築を行う場として、当初の目標を果たせたと評価できる。また、実際に参加した相談支援専門員と障害以外の支援者の双方から、幅広い分野との間での関係構築や意見・情報交換が非常に有意義であったとの感想や、今後も同様の機会を継続してほしい旨の希望が多く出されていることから、引き続きこの取り組みを進めていく必要がある。③各開催テーマにおける地域課題の整理を進めたことで、支援の現場で何が障壁となっているのかを把握することができた。一方で、課題解決へ向けた具体的な提案・問題提起ができるような形まで十分な整理を進められていないことから、継続して分析を行う必要がある。次年度は「支援の障壁の把握⇒課題解決へ向けた整理⇒提案・問題提起」という道筋を念頭に、段階だてた検討を行っていく。④今年度の自立支援協議会第1回本会議以降に始まった新たな動きとして、令和元年10月から、中央圏域・常盤平圏域・小金圏域の各圏域それぞれに福祉まるごと相談窓口が併設され、各圏域の地域包括ケアシステム構築が進められているところである。これに合わせ、3環境区ごとの相談支援体制の整理、圏域ごとのハートオン相談室と相談支援事業所の関係性の明確化、そして障害分野が福まる・包括等の他分野とどのように関わっていくのか、といった点が今後の大きな懸案事項となる。今年度の「サポサポ」実施による障害以外の分野も含めた幅広い分野・関係者とのネットワーク形成、地域における支援の障壁・課題の把握といった成果や、市内相談支援事業所全体をネットワーク化する必要性、地域課題解決へ向けた具体的整理、といった課題に関しても、上記の3環境区ごとの相談支援体制へ落とし込んで整理していくことが望ましい。

【次年度の活動内容】

①圏域ごとの地域包括ケアシステムを前提とした松戸市相談支援体制の整理・見直し。具体的には、3環境区における障害者相談支援の連携の形、地域包括ケアシステムとの関わり方、他職種連携の実践方法について。②相談支援事業所連絡会「サポサポ」の活動支援及び連携方法の見直し。自主的な企画・運営へのシフト、地域課題の抽出・整理方法の見直し等。③学校（教育）機関や医療機関との連携に向けた情報交換等。他に、こども部会と一緒にライフサポートファイルの定着・活用へ向けた取り組みを行う。

就労支援部会について

古川委員：活動目的は資料のとおり。

【課題】

①市内の民間企業の障害者雇用率が全国、千葉県と比べて低い②市内の就労継続支援B型の工賃は19,000円台で県の平均である15,000円台と比べれば少し高い水準だが、まだまだと

いう部分もあり、工賃向上に取り組んでいかなければならない。また、A型の平均工賃は52,000円台だが、県の平均は約70,000円で開きが大きい。

【目指す姿】

障害のある人が、地域で生きがいをもって自立して生活できること。昨年と同じように、工賃班と一般就労班の2班体制で部会を運営。

《 一般就労班 》

令和元年度の目標は、障害者雇用の拡大。松戸市内企業に向けて障害者雇用の周知・啓発を行う。具体的取り組みは①企業向けセミナーの開催②企業間の意見交換会の開催③企業・団体とのコラボレーション企画や情報共有。

具体的取り組みの内容は、①企業向けセミナーの開催。2/7（金）開催する4市合同企業向け雇用セミナーは毎年行っており、今年は流山市で行う。ハローワーク松戸管内では100人未満の企業規模が多いため、パネラーに50人未満で障害者雇用している企業に登壇していただき、パネルディスカッションを行う。今後障害者雇用をしたい、または既に雇用しているが何かヒントを得たいという企業に集まっていただく。②企業間の意見交換会の開催。昨年度実施したアンケート調査をもとに、松戸市内の企業が抱えている課題をテーマに（株）P&Eフーズ、（株）ライズ、（株）松屋フーズに登壇していただき、パネルディスカッションを実施。グループディスカッションは「何からはじめていいか」、「どんな仕事を任せていいか」、「現場からの理解」の3テーマごとにグループに分かれて意見交換を行った。その結果、支援機関とあまり繋がっていない企業にも参加いただき、障害者雇用の課題の共有ができた。また、セミナー開催後、支援機関が訪問する等の後追いも行い、支援機関と繋がりを作れた。③企業・団体とのコラボレーション企画や情報共有。松戸中央ライオンズクラブが行っている地域貢献活動に障害者がボランティアとして参加した。参加の状況としては、ウェルビー松戸センター、ディーキャリア新松戸オフィス、矢切特別支援学校の生徒さんに参加していただいた。

ここで、ふれジョブまつどの報告を行う。小学校5年生から高校3年生までの障害児を対象としており、現在1名のチャレンジドが活動中。平成25年度にモデル事業から始まり、平成26年度よりビック・ハート松戸を事務局として活動してきたが、ジョブサポーターの確保の困難等もあり、今年度で終了することが決定した。

令和元年度の目標の達成度は、雇用が進まない企業間の課題を把握することができ、周知・啓発については一定の効果があった。しかし、その課題に対する企業への提案方法等について、手段を含め検討が必要。また、就職者数は増えているが定着者数が芳しくなく、特に就労継続支援事業所からの定着を含めた一般就労への移行の促進が課題である。

次年度への取り組み事項は、①就労継続支援A/B型から一般就労へチャレンジできるような体制、職員への研修等を検討すること。②4市合同セミナーは今年度で最後だが、次年度は柏市と2市合同障害者雇用に対する活動を検討していく。

《 工賃班 》

目指す姿は一緒で、令和元年度の目標は賃金・工賃向上とし、就労継続支援ネットワークが自立して活動できるよう支援すること。具体的な取り組みは就労継続支援ネットワークの活動支援である。9ページのとおり、就労支援部会を前面に出すというより、就労継続支援ネ

ネットワークの代表の方々を中心とした活動として、地域のA・B型事業所が集まっている。令和元年度の達成度は、ネットワーク代表者と就労支援部会で企画・運営を行い、自立運営を意識して開催してきたが、就労継続支援ネットワークの企画・運営には、まだサポートが必要であり、来年度も自立した運営を目指す事を目的として、就労支援部会のサポート体制の検討が必要。

次年度の取り組み事項は、就労継続支援ネットワークが自立運営できるよう少人数のチーム体制でのサポートを継続する。

こども部会について

早坂委員：早期に障害の発見をすることと、適切な療育に繋げることが活動の大きな目的である。ライフサポートファイルは保護者の側からの視点であり、早期相談支援マップは事業者側からの視点に立った整備で、2方向からずっと協議を重ねてきた。11ページのとおり、ライフサポートファイルは一定の部数の配布やホームページからのダウンロードを通じて所持者数が少し増えてきたためアンケートを実施した。その結果、全く書いていないという方も、どう活用すれば良いかわからないという方もいて、活用の仕方が伝わっていないということがわかった。書くことや記録を残すことへの支援も重要だが、我々事業所側がどのようにこれを活用していくのかという周知が不十分であることが一つの要因だと思われる。相談に行ってもライフサポートファイルを見せてください、と声掛けがないと出すタイミングがわからないという保護者もいた。これらを踏まえ、相談支援専門員と一緒に、事業所側の活用に向けた協議を行っていく予定。そして、事業所側の活用は今後の課題でもある。保護者の中には「書く」ことが苦手な方もいるので、支援機関からもらう書類のコピーを綴じ込むだけで良いのだといったメッセージを伝えることを丁寧に行っていく必要もある。ただ、これをどこで、どの場面でやっていくかは課題が残るので部会でさらに詰めていきたい。ちなみに、アンケートの中で寄せられた質問にはQ&Aという形で共有している。

早期相談支援マップを作成したところ、市内には子どもに関わる相談や支援機関がかなり整備されているという実態がわかった。一方で、現状は部門ごとに、関わった支援者だけが知っているという状態で、支援者が次にどこに繋がれば良いか、どこと繋がると切れ目ない支援ができるのかというイメージや実践ができていないこともわかった。発達についてグレーと言われるお子さんもたくさんいるので、「障害」と区切るのではなく、「子育て」という視点からも関わりを持ってもらうことが重要だと考える。松戸にある良い資源を、もっと上手に繋いで活用できる方法を整備していくことで、新たなものを生み出さなくても、より一層の切れ目ない支援が実現できるのでは、というイメージを部会内で共有できたところである。次年度の取り組み事項は①ライフサポートファイルの活用方法を相談支援専門員、事業所と一緒にさらに検討すること②早期相談支援マップを各事業所に周知し、各機関と上手に繋がっていくことを目標としたい。添付の資料は後ほど目を通していただきたい。例えば14ページの資料は、早期相談におけるシュミレーションをしていく中で課題を抽出したものである。

《質疑応答》

古川委員：こども部会に質問。ライフサポートファイルの電子化は考えているか。最近の若い保護者は

手で書くよりスマホの方が取り組みやすいのでは。

早坂委員：アンケートでもスマホで簡単に出来たら、という意見もありその検討もしている。しかし、スタートしたばかりなのでいきなり書式を変更する予定はない。また、たくさん書くより、支援機関からもらう書類を取っておいてもらうだけでも有用だと考えている。ライフサポートファイルについてはこども部会で継続的に取り組みんでいくつもりなので順次検討する。

荻野委員：松戸特別支援学校の PTA 進路部主催の勉強会を先週開催し、4 市町村から各 1 事業所に来てもらった。参加者はとても多く、関心の高さがうかがえた。同様の会をまた開催してほしいという意見もあり、主催した若い保護者達は来年もぜひやりたいと意気込んでおり、今後も益々活発になれば良いと思う。

今成委員：サポサポは先駆的な取り組みであり、障害者の生活を守る相談支援専門員の方々にはこういった活動にぜひ参加していただきたいと思った。そこで、人が集まりづらいという課題に対して、相談支援専門員に現在の取り組みをお知らせする周知の機会があれば魅力が伝わるのでは。

道塚委員：相談支援専門員が課題や困ったことを抱え込みやすいという課題があるが、働き方改革が叫ばれる今、相談員が相談できる時間は確保されているのか。抱えているケースが多すぎて周囲に相談できる時間がないということはないか。そのあたりに踏み込んだ取り組みはあるか。

千葉委員：抱える件数や内容も様々なので、サポサポ発足に繋がった。情報交換を通じて相談できる場となっているが、個人が抱える課題を地域の課題として抽出し、解決していくことに関しては今後も課題である。

平山委員：自身の事業所の場合、訪問したり相談に乗ったりした後の事務処理が大変で、職員が遅くまで残業する状況もある。当事者から土日関係なく電話が入るので、休日も内緒で出勤している職員もいるのではないかと思う。

また、親御さんの支援に入ったところ、引きこもっていて外に出てこないお子さんがいる、というケースが多々ある。こういった情報をどう共有し、どうアプローチしていくかというテーマも検討し、来年度以降実態を把握していただけたら。知っているながら誰も手を出せない部分である。

千葉委員：いただいた意見は部会に持ち帰り、検討する。

議長：相談支援部会では相談支援事業所同士の連携、就労では企業との連携、前協議会での保留事項の中では保護者との連携、今日の意見においては多問題家庭の支援の連携など、連携が重要になってくる。今後も進めていただければと思う。

6. 委託相談支援事業所の評価について（資料②）

事務局：委託相談支援事業所の評価方法について意見をいただきたい。昨年度は自立支援協議会の委員 5 名に加え、障害福祉課を評価担当者として選出し、柏市のサポートセンター沼南で評価会を実施した。昨年度同様、評価対象は市内 5 事業所（基幹相談支援センター、ふれあい相談室、ハートオン相談室 3 事業所）、柏市のサポートセンター沼南の計 6 事業所。評価対象期間は平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日までの 1 年間。実施の流れは 4 月中に各事業所が「事業報告シート」に基づいて自己評価を行い、5 月中旬に評価担当委員が書類を事前審査、5 月下旬にヒアリング審査を実施、8 月の令和 2 年度第 1 回地域自立支援協議会にて

評価結果を評価担当者から報告し審議する予定。評価を担当していただく方は昨年度と同様、評価担当者に偏りが出ないように、自立支援協議会の選出区分ごとに1名ずつ選出し、5～6名とする。評価担当者（案）については19ページのとおり。

7. 第3次障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画について（資料③）

事務局：計画の位置づけについて、松戸市障害者計画は、障害者基本法第11条に基づく法定の計画であり、障害者施策の基本的な方向性を定める計画である。現行の第2次障害者計画が令和2年度末をもって計画期間が終了することから、今年度と来年度にかけて見直しを行い、令和3年度からの新たな障害者計画の策定をするものである。計画の期間について、現行の障害者計画は計画期間を8年間としていたが、次期計画は令和3年度から令和5年度までの3年間を予定している。これは、障害福祉計画および障害児福祉計画と計画期間の整合性を図ることにより、国の基本指針の更新や社会情勢の変化、法改正等へ柔軟に対応できるよう、3つの計画を一体的に策定することを想定している。策定スケジュールは記載のとおり。障害者計画推進協議会設置条例に基づき、障害者計画策定部会の設置を予定。来年度4月に公募委員の選考を行い、障害者計画策定部会を6月下旬ごろから全部で3回開催を予定している。計画策定の進め方は、計画策定部会において、今年度実施した「障害者計画策定のための市民アンケート調査」の結果報告や来年度7月～8月ごろに開催予定の障害者関係団体懇話会のヒアリング結果等を取りまとめたものを事務局より提示することにより、計画の枠組み案・答申案について、審議していただくことを想定している。地域自立支援協議会の委員の皆様には、来年度8月に開催予定の次回本会議にて、計画の枠組み案を報告できるよう、策定スケジュールを進めていく予定。策定スケジュールについて、承認をお願いしたい。

《質疑応答》

古川委員：松戸市障害者計画推進協議会の委員はどのように決定するのか。

事務局：地域自立支援協議会同様、市の条例に基づいて設置されている。通常は本会議のみであるが、来年度は計画の策定年であるため、委員の方と学識経験者、公募委員を募り策定部会を1年間限りで設置し、審議していただく予定である。

議長：委託相談支援事業所の評価方法と計画の策定スケジュールについて事務局案を承認するということでよろしいか。

委員：異議なし。

8. 障害者福祉施設等における防災について（資料④）

議長：資料送付の案内文にてお知らせしたとおり、12月の幹事会にて防災の話題があがった。昨年は台風や大雨で千葉県に甚大な被害が出たことを受け、自身の所属機関での防災対策を見直すきっかけになった方も多と思われる。災害時における支援体制の整備は第2次障害者計画で重点事業の1つとなっている。今年も同様の災害が起きた際、少しでも備えになるよう、ぜひこのタイミングで防災について考える時間を取りたい。それでは、防災における課題について、委員の皆さんの意見をうかがいたい。

道塚委員：東日本大震災の時はトイレの問題が大きかった。障害者用のトイレがなく、被災した自宅での生活を余儀なくされたり、避難所の仮設トイレの段差が大きく利用しづらかったり、夜間照明が暗く危険な思いをしたりしたようだ。トイレの設置や配置状況も含めて福祉避難所として検討が進んでいるのか知りたい。

事務局：福祉避難所は危機管理課で大枠の規定を決めていて、特別養護老人ホーム、特別支援学校、ふれあい 22 が対象施設となっており、既にバリアフリー対応のトイレは整備してあるため避難所として利用するには問題ないと思われる。ただ、建物が倒壊してしまって一般の避難所に障害者の方も避難するような場合、障害福祉課で勝手に回答できない部分であるが、危機管理課でそういう方にも対応できる仮設トイレの設置も併せて検討していると思われる。

小柴委員：事務局の説明のとおり、松戸特別支援学校は被災後 72 時間後に設置される 2 次福祉避難所となっている。本校のトイレが使える状況であれば可能であるが、+αはそう多くはない。これから危機管理課と話を詰めていくところである。

別件で、今回千葉県で問題になったのは停電である。本校は医療的ケアの必要な生徒が多く、電源の確保のため発電機を 3 台準備しているが、直接医療機器に繋げるのはあまり良くないという話もあり、できるだけ早い電気の復旧が必要である。東電 TEPCO に電話したところ優先的にはできないと言われてしまった。電源の復旧は老人福祉センターや福祉事業所にも関係する内容なので、今後そういった課題を検討していければ良いと思う。

荻野委員：障害者団体に課題を投げかけたところ、2 団体から回答があった。まず、視覚障害者協会から「避難所に行くことが困難なのでその場に留まらなければなりません。1 人で逃げることはできません。避難所に行っても身動きが取れません。1 人でお風呂、食事が心配です。」とのこと。肢体不自由児者父母の会からは「災害時要配慮者の登録をしている会員は少数、3 割程度。地域の町会に把握されていないことが問題で、個人情報保護と災害対策の両立は難しいのではないかと。日頃から地域との繋がりが薄い。肢体不自由児者は幼少期から専門施設に通うことが多く、さらに移動手段は主に車なので近隣への認知がされにくい。避難所は物理的に困難と考え、災害が起きても自宅避難をしようと決めている人も多く、そうなった場合の支援物資の供給には大きな不安を持っている。平時からの要支援者と一般市民との交流や繋がりづくりの場を作ることがなかなか難しい。要支援者側の会員は町会行事への参加率が低い。お互い助け合うことに慣れておらず、助けほしい側からのもっと積極的なアピールを後押しする仕組みづくりが必要。」とのこと。

自身の意見としては、呼吸器系の障害があるお子さんを持つ家庭は東京電力と個別に契約をして停電時に発電機を借りるらしいが、全員は賄えないとのこと。また、千葉県の豪雨災害において南側で停電が起きた際、千葉リハや亀田総合病院に避難したという話を聞いた。松戸市はそういう時に避難できるのか知りたい。

早坂委員：繋がりのある南房総、市原、木更津あたりは大変な被害を受け、最長 9 日間施設が停電した。一昨年あたりから国で自家発電の設置に関して補助が出ており、うちは逃したが、整備できた施設は割と救われたようだった。今回停電が続いた原因は倒木等で電線が断線し復旧に時間がかかったことが大きく、倒木で道が塞がれて施設まで救助車が行けなかったという話もあり地域差を感じた。優先的に電気を通すことはしてもらえなかったとどこの施設も言っていた。特に今回は暑かったので、暗闇の方がまだ良い、暑いのは辛いと施設長からの話があ

り、夏場に停電が起きると大変だと実感した。小さな規模の自家発電では話にならないので、建物に整備することが重要だと思う。

福祉避難所であっても、そこが復旧すれば、例えば特別支援学校であれば授業を再開していくし、なかなかずっと居続けることはできない。また、一般の避難所では自閉症の方達は生活が厳しいということが明らかなので、我々のような比較的大きな建物を持っている事業所は自家発電の設備を整え、自分のところだけでなく地域の中で守れる体制が必要。また、自助努力の部分と、それを周知して誰でも使えるような仕組みづくりを民間も一緒になってやっていくべき。今回被害に遭われた事業所は地域に助けられた、とどこも仰っていた。課題は大きいですが、地域と繋がりをもって準備をしていく必要がある。

議 長：私も木更津にある施設にガソリンを積んで行った。自家発電を持っていれば良いが持っておらず、ポータブルだと話にならない状況。停電で防災行政用無線やメール配信が使えなかったようだ。停電の際、松戸市の防災行政用無線は自家発電があつて動くのか、メール配信ができない場合の伝達手段はどのように検討されているのか。

事務局：今回のような大きな災害を松戸市で経験していないので、実際の状況はわからない部分もあるが、できる前提で準備されていると思われる。ただ、備えがあるからそれでよしという姿勢でないのが危機管理課なので、常に検証しながら進めていると認識している。

昨年 12 月千葉県医療的ケア児等支援地域協議会に参加したところ、やはり災害が話題にのぼった。本市では保護者から問い合わせが来た際、緊急度が高い場合は松戸市立総合医療センターと千葉西総合病院で医療機器の電源の確保はお願いできるという情報を伝えられるよう、障害福祉課から災害対策本部に情報提供をした。ただ、あまりにも大きい災害だと想定どおりに動かない可能性もある。

小金原地区では町会ぐるみで防災への取り組みをしている。個人情報課の課題もあるが、こういった取り組みもあるということも参考にしていただければと思う。

今成委員：要配慮者の把握や、避難支援は大きな課題だと思う。東日本大震災で出た課題として、避難所で生活が難しい方について、誰を 2 次福祉避難所へ振り分けるかが大変だったと聞く。スクリーニングができる職員の配置の必要性が高いと感じるが、市ではどう検討しているか。

事務局：市職員には保健師、看護師などの専門職がいる。福祉避難所の誘導には職員が配置されるが、各課にいる専門職をどう配置するか、今後の検討課題として進めているようである。

平山委員：自助努力以外ないなという実感。2 次福祉避難所が被災したらどうするのか、無事に収容できる場合もそこに避難者が集中したらどうするのか。障害者・高齢者に配慮された多機能トイレを小中学校でも必ず設置するなど、ある程度一般の避難所でも収容できる環境を整えておかないと、全部福祉避難所頼みでは危険。特別支援学校の場合、昼間なら生徒がいるので、そこへ大勢避難者が来られると困るだろう。例えば 10 名程度受け入れられる、お風呂は大丈夫、職員を避難所に派遣できる、などお互いができることを、地域ぐるみで話し合う必要がある。危機管理の責任の所在は他の課のようで、障害福祉課にどうするのか、と言っても困らせるし、災害時から 3 日経っても行政はバタバタしているだろう。自分たちで何ができるのか、そういう議論をお互いしておいた方が良いし、そういう話し合いを持ちたいと思う。

早坂委員：小さな赤ちゃんの泣き声が原因で避難所の大人たちがイライラして険悪になるという話を聞く。小さい子を持つ保護者も障害者と違う形で守られていくような環境を整えられたらと思

う。例えばうちの施設の3階なら大きな声で泣いても大丈夫、と建物さえ何とかなれば情報を提供したり、備蓄品だったり。今回、職員が施設まで駆けつけられず、現場にいた職員が非常に苦勞し、近くの施設からみんなでボランティアに行って時間をしのいだという報告もあった。近隣同士、お互いがどんなことができるか知り合うことが民間ベースの力として必要になってくる。

米持委員：社会福祉協議会では高齢者施設や保育園、障害者施設の法人が集まり、ちょうど災害というテーマで法人の交流会を実施した。特別養護老人ホームは2次福祉避難所ということで様々な訓練や体制整備を行っており、保育園は災害に備えた計画を熱心に作成されていた。施設や法人がそれぞれの分野を越えた連携や交流が必要だという認識を得た。防災に対する意識は高まっているので、地域の繋がりづくりについて私どもの社会福祉協議会も取り組みんでいきたいと考えている。災害以外でも障害者施設等との関係づくりも行っていきたいのでよろしくお願ひしたい。

議 長：皆さんの意見を聞いて、まずは自分で備える、自助が必要でその先に共助、公助があると感じた。この場で詳細な内容を検討するのは難しいので、この話し合いを基に、継続的に検討する場を持ちたいと思うが、いかがか。

各委員の意見からも、防災には連携が必要という話があったが、協議会前に松の実会穂田理事長から提案の文章を2点預かったところである。1点目は松戸市障害福祉代表者会議（仮称）を発足してはいかがか、というもの。以前1度開催した後は継続されていなかったが、松戸市内の社会福祉法人の代表が集まり、情報の共有や課題の解決に向けて連携していく場が必要との提案であった。2点目は松戸市生活介護部会（または連絡協議会）（仮称）を自立支援協議会に発足してもらえないかというもの。生活介護は幅広く対応を求められるので、各事業所で対応に苦慮している部分があり、会議をもって連携できればという提案。この2点も防災も、いずれも連携や協働が必要になる。これらについて幹事会で検討し、各事業所の協力を進められればと思うがいかがか。

全委員：異議なし。

議 長：それでは幹事会で協議していく。

9. 松戸市障害者地域包括ケアについて（資料④）

事務局：松戸市地域包括ケアネットワーク事業の発足については、前回の本会議でも報告したとおり、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて設置されることとされた「保健、医療、福祉関係者による協議の場」である。松戸市では、精神障害に限定せず、全ての障害を対象にした地域包括ケアシステムの構築に関する取り組みについて協議する場とし、自立支援協議会で活動していた地域生活支援部会をネットワーク化し、独立・発足したものの。事業計画としては、地域包括ケアシステムの構築に向けて関係機関・団体等の連携を推進するための方策に関する意見交換・情報共有を行うこととし、今年度は「医療と福祉の連携について」というテーマとなっている。

活動実績は、令和元年7月に第1回目の全体会を開催し、事業概要、テーマ、今までの活動報告がなされた。また、地域生活支援部会の活動を引き継ぎつつ特定の課題に取り組むには、年2回の会議だけでは難しいため、ネットワーク会議のない月に「部会」を設置し活動を行

っていくこととなった。

部会では、大きく分けて2つの課題について議論・活動してきた。

1つ目は医療を必要とする人向けのハンドブックの作成。平成30年度に地域生活支援部会の活動で行ったアンケートの結果では、知的・発達・精神等のコミュニケーション障害がある方は自立支援医療(精神通院)の対象で精神療法や薬物療法を受けていて、通院や服薬等複数の問題を抱えており、その背景には障害特性だけではなく、相談支援において、相談支援従事者が精神科医療についての情報を把握する手立てをあまり持っていないこと、医療従事者と相談支援側双方の、対象者に対する病気に関する見解にズレが生じていることが分かった。そこで、相談支援従事者が精神科医療機関の情報を把握し、適切な医療機関へ繋ぐことができるよう、精神科医療従事者と相談支援従事者の連携を促進させるために作りたいというものである。利用対象者が相談支援従事者ということもあり、「生活支援課2年目のケースワーカー」を想定し専門的な福祉教育を受けておらず、今までの生活の中で障害者と接する機会がなかった人が仕事として関わるようになり、毎日色々なケースからの相談を窓口や電話で受け、対応に追われ、自分自身何をやっているのかわからない。先輩に相談しても聞き返しが矢継ぎ早に返ってきて、助言もさらっと返ってくる。その返ってきた言葉の意味やベースも理解しないままケース対応するため理解できないままで応用も効かない。

こういった、支援者が本人から訴えられる困りごとや支援者自身の困りごとを解決してくれるための「逆引き辞典」、言葉の意味から言葉を引くのではなく、実際にある事例から答えを引くもの＝ハンドブックを作成することとなった。ケースに起こっている事象・想定される状況・解決に向けた手法・受診を勧める精神科医療機関の特徴が困りごとに対応できるのかどうかといった、事象から見た「見立て、その見立ての根拠・判断基準、その事象を改善・解消する手だて、一般化された社会資源は何があるのか」ということを載せることとした。今回のハンドブックでは、精神科医療に特化した部分に焦点を当て、事例形式で作成し、本人が表出したことに振り回されず、その背景のニーズまで捉えることや狭い視野でない形で作成し、精神科医療に繋ぐことを念頭に入れ、仮想ターゲットである生活支援課ケースワーカーがよく関わるであろう疾患名を抽出し作成している。今は各事例から見る見立てや根拠・手だて・資源等を全てインテークシートに落とし、完成に向けて作成しているところである。また、読者＝対象者として想定している生活支援課ケースワーカー1～3年目の職員に、ハンドブックについてインタビューを行い、使いやすくなるよう意見をもらう予定にもなっている。作成中のハンドブックの正式名称を「支援者のためのガイドマップ精神科医療編」として現在お披露目できるよう作成中。

部会の中ではもう1つの課題として精神科医療と地域福祉との連携が議論された。救急医療を担う医療機関では、精神疾患患者だけでも身体的な病気を併発している患者が情報なく緊急受診してくるケースが増加し、身体疾患を並行して治療できる病院との連携が課題になってきており、医療と福祉の連携というテーマの中で地域連携していくためのシステムづくりを何か構築できないかというもの。救急を含む医療機関と福祉従事者がどのように連携できるのかを考えることや、長期入院患者の地域移行に関して、いかにスピード感をもって確実に行っていくのかという問題にも繋がったり、どのような連携システムを構築するのか課題が多く検討も必要であるが、前提として精神科病院の構造の認識不足もあり、その構造を

知る必要があるのではないか、勉強会をしてはどうか、その勉強会は一般診療科の病院や他のMSWにも必要な知識ではないかという意見もあり、勉強会や意見交換会を開催してはどうかとなった。しかしながら、「連携」のイメージが部会員でも異なり、身体科救急との連携、病院と病院、病院と診療所の連携となってしまう、定義付けを行いたい、定義付けについては、包括ケアシステムの取り組みというよりは病院間の問題ではないか、そうならば、病院の相談員同士が顔を合わせていくことから始めるのはどうかという話になり、顔つなぎの一つとしてガイドブックのお披露目会を開催し、そこに呼んではどうかということになった。現状では、地域包括ケアとして何か活動をしていくことは難しいのではないかという話から、まず、ガイドブックを完成させて、それを支援者向けに広めていく際に精神科MSWと身体科MSW等医療関係者も招待し、「顔をつないでいく」ことから始めてもいいのではないかという結論になった。

また、部会では、地域生活支援部会で啓発活動として行っていた障害の災害対策の活動について、今後の実施継続についても検討した。中学生を対象とし、周知する機会は非常に大切であるが、今の部会のガイドマップ作成と同時に行うことができるのかどうか検討していくこととなっている。

今年度の評価と課題としては、ガイドマップは、相談支援に従事する者にとって役立つものにしたく、現場の意見を聞きながら作成している過程である。完成の目途を3月としていたが、内容の精査等もあり、完成時期を延ばす必要が出てきた。今後、部会の中で再度完成の時期等を検討し、お披露目・配布をしていきたいと思っている。また、完成し配布した後にモニタリングをどう行っていくかその方法等についても模索していく必要があり、来年度への取り組みとして考えている。総合防災訓練への参加については、貴重な機会のため、続けていきたいが、部会の活動との兼ね合いを見て検討していく予定。

令和2年度の目標は、引き続き支援者のためのガイドマップ精神科医療編の完成・配布を目指し、活動していきたい。

10. 松戸市障害者虐待防止ネットワークの活動・3 虐待の連携した取り組みについて（資料⑥）

事務局：松戸市障害者虐待防止ネットワーク事業の発足については、前回の本会議でも報告したとおり、自立支援協議会の権利擁護部会と差別解消支援地域協議会の機能を合わせ、効率的に協議するためにネットワーク化し、独立・発足されたものである。

事業計画は、障害者虐待の予防と早期発見、早期対応、再発防止を図り、もって障害者の平穏な生活を確保するため、また障害者差別解消支援地域協議会として、障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に行うため、松戸市の関係機関及び民間団体が役割を明確にするとともに、その連携を強化することを目的としている。

活動内容は、障害者虐待の予防、早期発見、早期対応及び再発防止の対策強化と障害を理由とする差別の解消に向けた取り組みとして、ポスターやパンフレットの配布による啓発活動や、市民向け、市職員向けの講演会を行っている。また、障害者虐待防止及び障害者差別解消に関わる関係機関及び民間団体の間の連携強化、民間団体支援を目的に、施設従事者向け研修会の開催や担当者会議にて行う事例検討の中で協議をしている。早期対応及び再発防止

対策強化・虐待・差別に係る通報又は届出を受けた松戸市との連携の取り組みとして、相談窓口である基幹相談支援センターを中心として、家庭内における虐待、施設従事者による虐待、使用者による虐待、障害を理由とする差別に関する相談に対応したり、市職員の対応力の向上のため、県が主催する虐待防止研究に出席したりしている。ほかに、障害者虐待の予防、早期発見、早期対応及び再発防止の対策強化のために障害者虐待防止マニュアルの改訂を行うこととしている。

活動実績は、全体会の会議を年に2回開催し、事業計画について報告している。また、担当者会議では、市民向けや施設従事者向け研修会の企画内容の検討するほか、虐待及び差別の事例の現状及び対応報告、検証を行っている。今年度は、11月末現在で養護者虐待は27件、施設従事者虐待は13件。同居の家族から頭を殴られたり、物を投げられたりと身体的虐待の通報が多いが、本人の金銭を管理している家族が消費するなどの経済的虐待の疑いの相談もある。また、今年度については、高齢障害者の方が高齢養護者に叩かれるなどの事案も警察から通報があり、高齢者支援課から対応を引き継ぐ事例もあった。施設従事者虐待については、支援中に本人が突発的な行動を起こしてしまったが故にそれを制するために、叩いてしまったという身体的虐待や、支援員による不適切な発言・対応による心理的虐待の通報があった。

差別の事例については、市役所への手続きを有利に進めたい、市の職員の接遇対応に謝罪と求めたいといったような、法の趣旨と異なる内容の相談もあるものの、障害を理由とした不当な取り扱いと思われる事案の相談もあり、障害者本人への法の周知が進んでいると思っている。

研修会・講演会については資料のとおり。

事業の評価と課題・次年度への取り組みについて。啓発・周知活動については随時ポスター・チラシを配布しているが、研修に参加する事業所にも偏りがあり、全ての事業所への配布がされていないため、来年度には新規参入の事業所にも配布できるよう年に1回配布を行い周知できるようにしていく予定。講演会・研修会については、施設従事者向け研修会では、研修内容は好評であったが、グループワークの時間が不足していると感じる方が多く、虐待と差別の研修会を一度に行ったことにより、内容が詰め込まれすぎてしまったという意見を担当者会議の振り返りの中で頂戴した。来年度は開催時間や開催内容について検討の余地があるため、企画の際に意見を参考に考えていきたい。また、差別については、役所への手続きを有利に進めたい、市の職員の接遇対応に謝罪と求めたいといったような、法の趣旨と異なる内容の相談もあるため、法の周知だけでなく、法の内容についての周知が図れるよう内容を検討していきたいと思っている。

次に対応力の強化について、虐待通報をしたが、虐待者には話をしないでほしい、大事にはしてほしくないといった介入の難しい事例や複合世帯でトラブルを抱えている等の対応困難な事例が多く、終結までに時間を要すケースが多くなっている。適切な支援に結び付けられるよう対応力を身に付けることを目的に、研修等に積極的に参加していく必要があり、同時に、担当者会議で委員の方々に助言をいただきながら、対応していけるようにしていきたい。また、障害者虐待の相談件数の増加により、即時対応体制の構築が重要であり、基幹相談支援センターと共通様式を使用し、対応について情報の共有化を図り、即時対応を行って

いけるようにしていきたい。引き続き、緊急対応ができるよう体制を整えていく予定。

次に障害者虐待防止マニュアルの改訂については、内容に障害者本人や家族等が使用しやすいような内容に改訂していく必要があるが、今年度取り掛かれなかったこともあり、来年度は着手し担当者会議にて内容等について検討を行っていきたいと考えている。最後に、高齢者虐待・児童虐待との連携の強化については、虐待世帯の中に高齢者の両親や子どもが含まれており、養護者支援をしていく中で高齢分野・児童分野との3虐待に係る関係機関とより連携できる仕組みを構築していく予定である。

3虐待の連携した取り組みについて。この3虐待の連携した取り組みの必要性については、児童、高齢者及び今年度設置した障害者虐待防止ネットワーク会議において、委員各位より意見を頂いた。意見としては、3虐待防止の取り組みの連携強化が必要であることや、それぞれの虐待を無くすという市の姿勢を示すことが重要であること、また3虐待の防止に関して横断的に情報交換できる場が必要であることなどの意見を頂き、子ども家庭相談課、高齢者支援課、障害福祉課、教育委員会学務課等で検討を続けてきた。こうした現況に鑑みて、更なる虐待防止対策推進体制として「(仮称)松戸市虐待防止条例」の制定に至ったものである。また、当該条例にも規定している3虐待防止に向けた更なる連携を推進するための会議として「連携推進会議」の設置を目指すこととした。

「松戸市虐待防止条例案の概要」について。目的は「虐待のない誰もが安心して暮らせるまちの実現」と定めている。そして、その実現に向け、市、市民、関係団体及び地域社会がそれぞれの立場で連携し、取り組みんでいくための基本理念、それぞれの立場での責務・役割、施策の取り組みの方向性について、記載のとおり定めている。また、推進体制は、3虐待で連携した効果的な取り組みを推進するための体制整備を行うと定めており、これを根拠として「連携推進会議」を設置したいと考えている。

次に、「松戸市虐待防止連携推進会議要綱案の概要」について。本会議の目的は「虐待の防止等の施策に関し、児童、高齢者、障害者に対する3虐待で連携した効果的な取り組みを推進するため」と定めている。同会議は、関係分野の有識者等をもって構成し、3虐待で連携した効果的な取り組みや関係機関等の連携等について情報共有、意見交換を行う。この場に出された意見も踏まえて、今後の3虐待連携した具体的な取り組みに反映していく。3虐待の連携した取り組み等については連携推進会議で情報共有・意見交換を行うこととなるが、児童・高齢者・障害者それぞれの各ネットワークについては現行通り、虐待防止に向けた取り組みを推進していくとともに、3虐待連携した取り組みについては各ネットワークにも報告する。

次に、パブリックコメント手続の実施、「(仮称)松戸市虐待防止条例骨子案」は後ほど確認をお願いしたい。

条例案については令和2年1月6日から2月4日までパブリックコメントを実施した。市民の皆様からの意見を頂戴し、それを踏まえて条例案を検討していく。その上で、3月議会上程し、来年度からの施行、連携推進会議の設置と取り組んでいきたいと考えている。

11. 手話言語条例の制定(資料⑦)

事務局 : 松戸市手話言語条例が令和元年12月25日に制定された。この条例は、手話が言語であると

の認識に基づき、手話の普及及び手話に対する理解の促進を図ることにより、障害のある人もない人も共に暮らし、尊重し合うことができる共生社会の実現を目指すことを目的としている。作成の経緯は 26 ページ参照。生まれながらにして耳の聞こえない聴覚障害者は「ろう者」と総称されているが、ろう者は耳で言葉を聞きとれないため、手話を用いて意思疎通を図っている。ろう学校においては、過去に手話の使用を制限され、社会的にも手話は理解されなかった歴史があった。そのような中、平成 18 年 12 月に国際連合の障害者の権利に関する条約でようやく言語に手話を含むことが明記され、資料に記載されている様々な動向が全国であった。しかし、未だ国内にて手話が言語であることへの法の整備が進んでいない。そのような中、本市では平成 31 年 3 月に聴覚障害者等の関係団体から「松戸市手話言語条例制定に係る要望書」が提出され、その後関係団体と協議を重ね、令和元年 12 月 25 日に松戸市手話言語条例が制定された。

条文は 27、28 ページを参照。全部で 11 条あり、松戸市の重点的な取り組みとして 6 条から 8 条における学校や医療機関、緊急時や災害時について個別に条文化し、松戸市で優先的に取り組んでいくべき施策として取り上げている。また、5 条では手話の普及のために施策に関する基本的な計画を定めるものとしており、令和 3 年度からの「第 3 次松戸市障害者計画」において、今後の施策等を盛り込んでいきたいと考えている。

条例ができたことによる今後の周知・啓発は、まずは手話の普及のため、市民に手話に対して興味を持ってもらうことが大切と考え、現在、市内の小学校に設置されている放課後 KIDS ルームの場を借りて、松戸市ろうあ協会のご協力のもと、手話交流会を市内の小学校 6 校で試行的に実施している。その中で子どもたちは手話を体験し、大変楽しんでいる様子が伺えた。来年度は学校数を増やし、本格的に実施していきたいと考えている。その他、一般市民の方々への周知は、手話のポスターやパンフレットを作成して配布するなど、手話の普及啓発に努めるとともに、福祉分野の一環として、パートナー講座を活用し、障害福祉課から「松戸市手話言語条例」についての啓発や手話の周知も行いたいと考えている。緊急時および災害時においては、消防局と連携し、NET119 緊急通報システム等の活用の取り組みを促進し、さらに災害時自助関係団体からの要望や意見等を聴取していく。その他、本市の職員向けにも窓口で使える手話の体験研修を松戸市ろうあ協会のご協力のもと、実施していく予定。

1.2. 松戸市指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者の指定状況（資料⑧）

事務局：松戸市内の指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所は、本市が障害者総合支援法並びに児童福祉法の規定に基づいて事業所の指定並びに指導を行っているため、その状況を報告する。

まず、指定状況は平成 31 年 8 月 7 日の第 1 回本会議にて指定状況を報告したのち、1 件の事業所が事業を廃止することとなり、また、休止中であった 1 件の事業所が事業を再開したため、現在は基幹相談支援センターを含めて 23 ヶ所の特定相談支援事業所と 20 ヶ所の障害児相談支援事業所が運営している。なお、手厚い支援体制の整備や、専門性の高い人員の配置に応じて認められる事業所加算の取得状況に関しては、本年 2 月 1 日付で、新たに 1 件の事業所が精神障害者支援体制加算を取得した。現在は、特定事業所加算を取得している事業所が 2 ヶ所、要医療児者支援体制加算を取得している事業所が 2 ヶ所、精神障害者支援体制加

算を取得している事業所が5ヶ所となっている。

次に、指導状況は、今年度は6事業所が実地指導の対象となっているが、第1回本会議の時点では未実施であった1事業所に対しても9月に実地検査を実施した。これら6事業所すべてに対し、改善すべき事項等の指導結果を通知済みであるほか、運営の改善状況を報告するよう求めた事業所からは、すでに報告書を受領しており、指摘事項に係る是正改善が確認されている。

また市内相談支援事業所全体に対しては、令和2年3月18日に実施予定の相談支援事業所連絡会の中で集団指導を行い、今年度の実地指導結果の総括その他、運営上の留意事項等を指導することを予定している。今後も引き続き、市内相談支援事業所に対して、指定権者として適切な指導及び情報提供等を行っていく。なお、サービス等利用計画の作成率について口頭でお伝えすると、6月末時点で障害者の作成率は72.9%、児童は40.3%、全体で63.5%。9月末時点では障害者の作成率は72.5%、児童は39.2%、全体で62.6%。12月末時点では障害者は72.8%、児童は40%、全体で62.9%と多少の増減はあるもののほぼ横ばいである。

《質疑応答》

増田委員：地域包括ケアネットワークについて。身体疾患と精神疾患が合併している複合疾患の方が安心して治療が受けられる環境がなかなか少なく、市内でも精神科と一般科の両方が治療できる機関が少ない。精神疾患のある方が身体疾患を併発した時に一般の病院で断られてしまうことも多く、その逆も同様である。地域包括ケアネットワークでこの課題を協議してもらえるのは非常に貴重である。認知症の高齢者も同じような状況があり、興奮したり幻覚妄想が出たりすることがあるので周辺症状を合併した際に一般科で対応ができない。高齢の方は身体合併症を持っている方が多く精神科で入院治療ができないというケースもあるので引き続き活動を続けていただきたい。

今成委員：最近虐待の内容が複雑化しアプローチや介入が難しくなったり、高齢の方や児童が含まれる多世代世帯で虐待が起きたり、様々な課題がある。私自身障害者と高齢者虐待防止ネットワークの委員であり、ネットワークの会長などは以前から虐待通報受理システムの一元化を目指していたところであり、このような形で始まることは個人的にとっても嬉しく思う。ただ、条例の骨子案を見る限りでは、まだこれまでの法律の範囲を超えていないのではないかと思う。3 虐待の連携という意味では大きな前進だと感じ、真の虐待防止ネットワークに向けて第一歩を踏み出したと評価しているが、法律の不備を補完していくような内容を今後検討していく必要を感じている。

議 長：地域包括ケアネットワークでは医療がテーマになっているが、医師会の協力はいただけるか。

増田委員：平成30年から在宅医療・介護連携支援センターが新しく組織された。その活動は医療と福祉の連携、医療機関同士の連携を目標としているので、恐らく協力は得られやすいと思う。

議 長：各専門部会の次年度の活動の共有や、防災を話し合う場について検討するため3月を目安に幹事会を開催できればと思う。事務局に準備をお願いしたい。

事務局：承知した。後日開催を通知させていただく。

議 長：大変活発な議論ができた。どの分野においても連携と、その周知は必要なことである。今後とも皆様にご協力をいただきながら進めていければと思う。よろしく申し上げます。